

練馬区立公民館条例

昭和59年12月12日

条例第48号

最近改正 平成14年3月19日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の規定に基づく練馬区立公民館（以下「公民館」という。）の設置および管理について必要な事項を定めることにより、教育・文化の向上および区民相互の交流を図り、もって地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称および位置)

第2条 公民館の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬公民館	東京都練馬区豊玉北六丁目8番1号

(管理)

第3条 公民館は、練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 公民館は、第1条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- 定期講座の開設に関すること。
- 講習会、講演会、実習会、展示会、討論会等の開催に関すること。
- 各種の団体、機関等の連絡に関すること。
- 施設を公共的利用に供すること。
- 前各号に掲げるもののほか、公民館の目的達成上必要と認められること。

(施設)

第5条 前条の事業を行うため、公民館につぎの施設を設ける。

- ホール
- 会議室、教室および和室
- 調理実習室、美術工芸室および視聴覚室
- 陶芸室
- 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める施設

(休館日等)

第6条 公民館の休館日は、つぎのとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

- 毎月第2月曜日を除く月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第2条に定める日（1月1日および5月3日を除く。）に当たるときはその翌日とし、5月3日または5月4日に当たるときは5月6日とする。
 - 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで
- 2 ホールは、前項の休館日のほか、毎月第2月曜日（祝日法第3条に定める休日に当たるときを除く。）は利用できないものとする。

(開館時間)

第7条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用手続等)

第8条 公民館の施設および備付器具を利用しようとする者は、練馬区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定めるところにより申請し、委員会の承認を受けなければならない。

2 公民館の利用日数は、同一人につき同一月に4日を限度とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の承認に際し、委員会は必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第9条 委員会は、つぎの各号の一に該当する場合は、前条の利用の承認をしない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公民館の施設または備付器具をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公民館の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第10条 第8条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 公民館の備付器具の使用料は、規則で定める。

(使用料の減免)

第11条 委員会は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第14条 委員会は、つぎの各号の一に該当する場合は、利用の承認を取り消し、または利用を制限もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または利用条件に違反したとき。
- (2) 第9条第1号または第2号に該当するに至ったとき。
- (3) 災害その他の理由により施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

(特別の設備)

第15条 利用者は、あらかじめ委員会の承認を受けた場合を除き、公民館の施設に特別の設備をし、または備付器具以外の器具を使用してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、公民館の施設、備付器具等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第14条の規定により利用の承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者は、公民館の施設、備付器具等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和60年5月1日から施行する。ただし、第8条から第15条までの規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 練馬区公民館使用条例（昭和28年12月練馬区条例第12号）は、廃止する。

付 則（昭和60年3月条例第27号）

- 1 この条例は、昭和60年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立公民館条例別表に規定する使用料については、昭和60年6月1日以降の利用に係る分について適用し、同年5月31日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則（平成元年12月条例第54号）

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

付 則（平成4年12月条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年3月条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立公民館条例（以下「新条例」という。）別表に規定する使用料（ホールおよびホールの利用に伴い利用するその他の施設を除く。）については、平成9年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表に規定する使用料（ホールおよびホールの利用に伴い利用するその他の施設に限る。）については、平成9年10月1日以後の利用に係る分について適用し、同年9月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則（平成14年3月条例第44号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立公民館条例（以下「新条例」という。）別表に規定する使用料（ホールを除く。）については、平成14年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表に規定する使用料（ホールに限る。）については、平成14年10月1日以後の利用に係る分について適用し、同年9月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

施設	利用単位	午前		午後		夜間	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時30分まで	
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
ホール		12,400円	14,900円	24,800円	29,900円	27,200円	32,800円
第一会議室		900円		1,200円		1,100円	
第二会議室		900円		1,200円		1,100円	
第一教室		1,800円		2,400円		2,100円	
第二教室		1,500円		2,000円		1,800円	
第三教室		1,500円		2,000円		1,800円	
和室	大	1,200円		1,600円		1,400円	
	中	900円		1,200円		1,100円	
	小	900円		1,200円		1,100円	
調理実習室		1,500円		2,000円		1,800円	
美術工芸室		1,800円		2,400円		2,100円	
視聴覚室		1,800円		2,400円		2,100円	
陶芸室		600円		800円		700円	
保育室		300円		400円		400円	

備考

- 1 休日とは、祝日法第3条に定める休日をいう。
- 2 ホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、規定使用料の額の100分の50に相当する額とする。